

## 要項第13号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会ともだちサロン実施要項

#### （目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）ふれあい・いきいきサロン事業の一環として複合型サロン（以下、「事業」という。）を実施することで、障がいがある方や社会参加が困難な方等の自立支援、仲間づくり及び生きがいを持って生活していただくことを目的とする。

#### （対象）

第2条 事業の対象は、原則、小美玉市内に居住する障がいがある方や社会参加が困難な方等とする。

#### （申し込み）

第3条 事業の申し込みは、ともだちサロン申込書（様式1）に必要事項を記入の上、本会会長に申し込まなければならない。ただし、本人が申し込みできない場合には、本人に代わり家族や代理の者が行うことができる。

#### （実施内容）

第4条 事業の実施にあたり、相談支援専門員や地域ケアコーディネーターと協働し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの組み合わせにより、参加者の自立支援や自主性の発揮を意識した事業運営にあたるものとする。

2 実施内容は、次のとおりとする。

- （1）つどい …参加者同士のおしゃべり等で交流を深める活動
- （2）食 事 …参加者同士でメニューを考え、食材の購入と調理を行う
- （3）趣味活動…参加者の趣味や特技を生かす活動
- （4）健康相談…簡単な健康チェックや健康についてのお話
- （5）外 出 …季節に合わせた外出行事
- （6）その他 …第1条の趣旨に合致するもの

#### （実施場所）

第5条 事業の実施場所は、参加者や協力者が参加しやすい環境で、継続して実施できる場所において行う。

#### （実施回数）

第6条 事業の開催は、原則毎月1回以上とする。

（参加費）

第7条 参加費は、材料費、食事代等、内容に応じた負担とする。

2 参加費は、原則、参加者及び協力者、職員が負担する。

（送迎及び付添い）

第8条 家族等による送迎を原則とする。ただし、特別の事由がある場合には、別途調整のうえ協力者もしくは本会職員が行うことができる。

（広報啓発）

第9条 事業で実施する行事等の広報啓発を行い、地域住民の参加を促進するものとする。

（委任）

第10条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から一部改正する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から一部改正する。